

平成 2 3 年

第 2 回市議会臨時会 議案第 4 号

函館市教育委員会教育長の給与および勤務条件等に関する
条例の一部改正について

函館市教育委員会教育長の給与および勤務条件等に関する条例の一部
を改正する条例を次のように定める。

平成 2 3 年 1 2 月 2 7 日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

函館市教育委員会教育長の給与および勤務条件等に関する
条例の一部を改正する条例

函館市教育委員会教育長の給与および勤務条件等に関する条例（昭和
6 2 年函館市条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

附則第 4 項および第 5 項を次のように改める。

4 平成 2 4 年 1 月 1 日から平成 2 5 年 3 月 3 1 日までの間における教
育長の給料月額は，第 3 条第 1 項の規定にかかわらず，同項の規定に
よる額から，その額に 1 0 0 分の 2 0 を乗じて得た額を減じた額とす
る。

5 第 5 条の規定による退職手当の額の算定の基礎となる給料月額につ
いては，前項の規定は，適用しない。

附則第 6 項を削る。

附 則

この条例は，平成 2 4 年 1 月 1 日から施行する。

(提案理由)

教育長の給料月額および期末手当の額を平成 2 4 年 1 月から平成 2 5 年 3 月までの間について減額するため